

法務省政策評価懇談会（第65回）議事要旨

1. 日 時

令和3年7月30日（金）～8月13日（金）

2. 場 所

持ち回り審議による

3. 構成員

<政策評価懇談会構成員>

朝 日 ちさと	東京都立大学都市環境学部都市政策科学科教授
伊 藤 富士江	上智大学客員研究員・元教授
井 上 東	公認会計士
大 沼 洋 一	弁護士
(座長) 篠 塚 力	弁護士
野 澤 和 弘	一般社団法人スローコミュニケーション理事長・植草学園大 学教授（毎日新聞客員編集委員）
宮 園 久 栄	東洋学園大学人間科学部教授

4. 議 題

令和3年度法務省事前評価実施結果報告書（案）について

5. 概 要

令和3年度法務省事前評価実施結果報告書（案）について、各委員から意見を聴取した。

6. 主な意見・指摘等

別添「令和3年度法務省事前評価実施結果報告書（案）に対する質問・意見」のとおり。

なお、本質問・意見の反映結果については、令和3年度法務省事前評価実施結果報告書「5. 学識経験を有する者の知見の活用（3）意見及び反映内容の概要」のとおり。

No.	施策名(今回審議対象となっているもの)	委員	該当箇所	質問・意見
1	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(女性と犯罪に関する研究)	朝日委員	p.6 (3)ウ成果物の取りまとめ p.7 (有効性の評価項目) 関係省庁や大学等の研究機関においても、困難を抱える女性の支援に関する多様な検討に必要な基礎資料として、大いに利用されることが見込まれる	研究プロセスにおいて実態調査を行うとのことであるが、その調査結果の個票データについては、大学等の外部の研究において求めがあれば個人情報保護に関する一定の処理を行った上で、統計分析等の再利用に提供できるような体制はあるのでしょうか。 EBPMや統計データ改革等では、個票データの利用可能性の重要性が指摘されていることから、このような調査データも提供可能な体制があれば望ましいと考えております。
2	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(女性と犯罪に関する研究)	伊藤委員	P7 (効率性の評価項目)	「研究で用いるデータは、受刑者等が任意に記載する調査票等に基づくもの」とあるが、調査における倫理的配慮が必要であり、例えばプライバシーの保護や、事前に調査目的を説明して回答を得るなどの記載があってもよいのでは。信頼性におけるデータを得るには、対象者が調査についてよく理解し、正直に回答しようという気持ちになることが不可欠と考える。
3	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(女性と犯罪に関する研究)	大沼委員	P5 (1)課題・ニーズ	この研究の狙いは、国策である再犯防止のために、犯罪白書における公的統計、動向分析をもとに、女性犯罪者の抱える問題・特徴、女性特有の課題に係る処遇の実施状況の調査を踏まえ、女性の特性に応じた効果的な指導、支援のあり方を研究する資料を提供することにある、とされている。 研究内容のうち、(ア)女性をめぐる犯罪の動向は に依拠することになりそうであり、(イ)女性犯罪者の実態調査、(ウ)女性犯罪者の処遇に関する調査が本研究の目玉になりそうである。しかし、後者も既に があるので、それに依拠する部分も多そうである。課題によれば、 は「特定の罪種・年齢層に限定」したものであり、本研究は、虐待等の被害体験や摂食障害等を含む女性特有の問題に着目してその特徴的な傾向を分析し、今後の指導・支援のあり方の検討することに「新規性」があるのであろう。 調査研究を期待する点として、思いつくまを挙げておきたい。 平成30年白書にある万引の高齢者の再犯率が高い原因の調査・分析 同白書にいう覚醒剤取締法違反の女性に精神医学的問題が顕著にみられ、DV被害の経験率も高いとの仮説が正しいか否かの検証 若年者、成人、高齢者それぞれの犯罪動向の分析 従来から指摘されている女性の社会的役割(活動の場所が家庭か職場か)、社会的な抑制(体格的、論理力の劣後)についての社会の変化とそれに伴う犯罪動向の変化の調査・分析 犯罪の動機が、上記下線の他、自己の価値観の低さ、孤独感、愛情の不足、逆に過保護、若年者における大人への反抗、緊張感からの解放(万引き)、家庭トラブル、隣人トラブル等のいずれにあるのかの分析・調査 行刑における学校教育・職業教育のあるべき内容と現状 行刑における女性看守とのトラブル、収用人数が少ないことによる弊害 女性犯罪で多数を占める財産犯、経済犯の他、社会の変化に応じて増えてきた犯罪等

No.	施策名(今回審議対象となっているもの)	委員	該当箇所	質問・意見
4	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(女性と犯罪に関する研究)	篠塚委員	全般 研究における調査対象の設定が適切であるか	犯罪は、性差だけでなく貧困や家庭崩壊あるいは社会保障制度の不備など、複合的な要因が絡んで構成されていると考えられる。そのような複合的な要因を的確に分析・分類し、評価して、犯罪防止及び更生に繋げていくことが重要と考えられる。女性という個人の特性だけに注目するのではなく、犯罪の要因となった社会の側の問題点や必要な社会制度の欠缺、行政機関の予防措置や救済制度の不備についても、切り込んで検討されることを期待したい。
5	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(女性と犯罪に関する研究)	野澤委員	p.5 (1)課題・ニーズ	内閣府所管の障害者政策委員会で度々議論になっているのは、女性と障害による複合差別についてです。女性特有の社会的な障壁に加え、障害に対する障壁が加わり、二重に差別的な状況に置かれていることへの配慮が必要という意見が強いです。 今回の「女性と犯罪に関する研究」について、発達障害や精神障害をはじめとする障害が何らかの要因になっていないかどうかという点も研究の中に入れてほしいと思います。もちろん、障害が犯罪を引き起こすということではなく、障害に対する社会的偏見や差別、障壁が生きにくい状況をつくり、それが触法行為になんらかの影響を与えているのではないかとことです。